平成30年9月西郷村農業委員会総会議事録

日時:平成30年9月18日(火)

午後1時28分

会場:西郷村役場第1会議室

(会長挨拶)

- 1 開 会
- 2 定足数の確認
- 3 議事録署名人の選出
- 4 提出議案

(新規)

- (1)議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(事案第11号)
- (2) 議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(事案第12号)
- (3) 議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(事案第1号)
- (4) 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第24号)
- (5) 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第25号)
- (6) 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第26号)
- 5 報 告
 - (1)報告第16号 農地等の現況照会に対する調査結果について
 - (2) 報告第17号 農地等の現況照会に対する調査結果について
- 6 協議事項
- 7 その他
- 8 閉 会

出席委員

深

谷

1

- 12 金 田 裕 二 委員(会長)
- 12 並 田 附 二 安貝(云政)

男 委員

3 圓 谷 光 良 委員

利

- 5 花 安 紀 夫 委員
- 7 河 西 美 次 委員
- 10 鈴 木 庄 一 委員

- 11 鈴 木 武 男 委員(職務代理者)
 - 2 真 船 正 康 委員
 - 4 上 田 秀 人 委員
 - 6 鈴木宗広委員
 - 9 加須我 茂 委員

農地利用最適化推進委員

- 1 近藤 冨美雄 委員
- 4 嶋 名 恵 子 委員
- 8 遠藤知志委員
- 11 岩 鍋 國 雄 委員

- 3 早山敏男委員
- 6 相 川 達 也 委員
- 10 松 本 孝 信 委員
- 12 真 舩 浩 次 委員

欠席委員

8 鈴 木 武 利 委員

欠席推進委員

- 2 鈴木正男委員
- 7 高 橋 正 人 委員
- 5 藤 井 くに子 委員
 - 9 小野 正委員

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長 和 知 正 道

事務局次長 大 倉 昇

午後 1時28分開会

会長挨拶

○事務局長(和知) 定刻にちょっと若干早いですが、皆さんおそろいですので、農業委員会 総会をとり行います。

初めに、会長より挨拶申し上げます。

〇会長(金田) こんにちは。

暑かった夏も過ぎて、秋になって天気がどんどん何か安定しない、毎日のように雨がちらちらとかいうことで、もっと早く稲刈りが始まるのかなと思ったら案外そうでもなく、やっぱり彼岸過ぎないとだめなのかなと思っていたら、山畝にコンバインが田んぼ、始まっていたようで、もうやっぱり季節になってきたんだなと思っております。

けさの農業新聞見ますと、米価のことが1面にでっかく書いてあります。銘柄米ではことしはどこでも大体片手ぐらいは上がるんじゃないかという予想です。農協でもあさって20日に臨時理事会開いて、米価を正式決定するということでございますから、最低限は、500円は上がってもらいたい。それで、あと、追加にもっと払ってもらいたいなという希望でございます。頑張ってもらいたいなということでございます。

いろいろと、北海道のほうでも千何百億円という、地震のほうで農産物の被害が新聞にも載っていましたけれども、こっちのほうはそういった被害が今年度はなくてよかったなというふうに思っております。秋口、これからいろいろと農業の機会が多くなります。ぜひともけがのないように作業を進めていただきたいなというふうに思っております。

それでは、ただいまから開会しますので、挨拶にかえさせていただきました。ご苦労さまで した。

1 開会の宣告

○事務局長(和知) 西郷村農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。よろしくお願いします。

○議長(会長) 本日は、議案が6件、報告が2件ほどでございますので、よろしくお願い申 し上げます。

ただいまから、平成30年第9回の総会を開会いたします。

2 定足数の確認

○議長(会長) 本日は、出席委員12名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立 しております。

本日、8番の鈴木武利委員が所用のため欠席の通告がありましたので、ご報告いたします。 推進委員の方については、本日、2番の鈴木正男委員、5番藤井くに子委員、7番高橋正人委員、 9番の小野正委員から所要のための欠席の通告がありました。報告いたします。

3 議事録署名人の選出

○議長(会長) 本日の議事録署名委員ですが、10番鈴木庄一委員、それから1番深谷利男 委員にお願いいたします。

4 議事

○議長(会長) それでは、早速議事に入らせていただきます。

日程第4、議案第55号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

- ○事務局(大倉) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの説明に関連しまして、農地法に基づく現地調査を行っております。 地区担当の農業委員、9番の加須我茂委員に現地調査をお願いしましたので、報告をお願いい たします。
- ○9番委員(加須我) 9番加須我茂です。

議案第55号、事案第11号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果をご報告いたします。

平成30年9月11日、私、会長、事務局、合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は現地調査書のとおりで、地目は田んぼ及び畑で、現況も田及び畑として管理されており、譲受人がお孫さんで、また、生前贈与ということです。今後、継続的に利用が見込まれ、周辺の農地等に影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認お願いいたします。

以上で結果報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局(大倉) 10ページをお開き願います。

農地法の第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長(会長) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

[「異議なし」]

○議長(会長) 異議なしの声がございます。それでは採決に入ります。

議案第55号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

[賛成者举手]

〇議長(会長) 全員賛成ですので、議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

○議長(会長) 続きまして、議案第56号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

- 〇事務局(大倉) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの説明に関連しまして、現地調査を行っております。9番加須我茂委員にお願いしましたので、加須我委員、報告をお願いします。
- 〇9番委員(加須我) 9番加須我茂です。

現地調査の結果報告について申し上げます

平成30年9月11日、私、会長、事務局、計4名で、現地の調査及び確認をしてきました。 現地は、調査の結果、現地調査書のとおり、地目は畑で、現況も畑として管理されていますよ うに、譲受人が新規就農ですので、今後も継続的に利用が見込まれ、周辺の農地等にも影響す ることなく、特に問題はないと判断いたします。 現況写真がありますので、ご確認願います。

以上で調査結果の報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございます。

続きまして、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局(大倉) 17ページをお開き願います。

農地法の第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断いたしました。

ちょっと、先ほど、新規就農者ということで、補足説明ですが、事業計画変更のほうでも言いましたが、●●さんは、果樹類を1万1,336平米、川谷分とこちらの居住地の隣をブルーベリー栽培して経営計画をやるということの申請でありますので、普通の田んぼをつくるとかいう形ではなくて、ブルーベリーという果樹類を栽培して、それを西郷村の直売所とか農協に出荷するという計画でございます。ちょっと補足説明がおくれました。申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長(会長) ただいま説明が終わりました。

それでは、皆さんの意見をお願いします。

[「一生懸命やってもらおう」]

[発言する者あり]

(以下、省略)

○議長(会長) ほかにご意見ございませんか。

[「異議なし」]

○議長(会長) ということで、一生懸命やってもらうということで。

それでは、異議なしの声がありますので、採決をいたします。

議案第56号について、原案のとおり可決決定することに賛成の挙手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長(会長) 全員替成ですので、議案第56号については原案のとおり決定いたしました。

○議長(会長) 続きまして、議案第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

- ○事務局(大倉) (別紙議案書により説明)
- **〇議長(会長)** 続けて、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。
- ○事務局(大倉) 25ページ、26ページをお開き願います。

こちらにつきましては、第1種農地の、許可区分としましては1-c-⑤の集落接続事業となります。こちらのほうは農振除外の手続が済んで、今回の転用申請となったものでございますので、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長(会長) 説明が終了しました。

それでは、協議に入ります。ご意見ございませんか。

[「異議なし」]

〇議長(会長) 異議なしという声がございます。

それでは、採決いたします。

議案第57号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長(会長) 全員賛成ですので、議案第57号については原案のとおり可決決定いたしま した。

○議長(会長) 続きまして、議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

- 〇事務局(大倉) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) 続いて、農地法に基づく農業委員会の説明もお願いします。意見の説明をお願いします。
- O事務局(大倉) 34ページ、35ページをお開き願います。

こちらのほうにつきましても第1種農地ということで、許可条件としましては、先ほどと同じように1-c-⑤の集落接続事業となります。それで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長(会長) 説明が終了しました。

協議に入ります。ご意見ございませんか。

[「異議なし」]

〇議長(会長) 異議なしという声がございます。

それでは、採決いたします。

議案第58号について、原案のとおり可決決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。 [賛成者挙手]

○議長(会長) 全員賛成ですので、議案第58号については原案のとおり可決決定いたしま した。

○議長(会長) 続きまして、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

- 〇事務局(大倉) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) 続けて、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いいたします。
- ○事務局(大倉) 40ページで補足説明ですけれども、農地のほかに併用地という形で、それを合わせて6区画の分譲というふうになります。

あと、次の議題というか、60号のほうも、ここの申請地番の隣ということになりますので、 それもあわせて公表しておきたいと思います。

以上でございます。

43ページ、44ページをお開き願います。

こちらは、先ほども言いました準工業地域ということで、農地区分としましては用途地域になりますので第3種農地となります。許可区分としましては3-b-③の未線引都計用途地域内農地ということで、準工業地域となっておりますので、それで許可相当と判断いたしました。以上でございます。

○議長(会長) 説明が終了いたしました。

それでは、質疑に入ります。ご意見賜ります。

○5番委員(花安) 40ページの⑦、役場農政課の同意ということで、協議済みということになっている。これ、どの水路。これ、一番、41ページの一番上の水路。

これ、排水路って書いてあるけれども、何の排水路なの。何とも水路の名前書いてあるけれ

ども、ただの排水路じゃわからないぞ。

(以下、省略)

簡単にこれを農政課で同意出すのかな、関係者に協議なくて。

それだったらば、後で農政課に言うしかないんだから。

[発言する者あり]

- ○事務局(和知) ちょっと、今、農政課のほうと確認とってきますので、ちょっとお待ちいただけますか。
- ○議長(会長) それでは、ただいま農政課のほうと打ち合わせしますので若干休議します。 [休憩]
- 〇議長(会長) 議事を再開します。

(以下、省略)

[発言する者あり]

- ○議長(会長) それでは、再協議、水利管理者と協議をしていただいて、後ほど、近い後に報告もらうというふうな形でよろしいでしょうか。
- ○5番委員(花安) こういうことが間々あったのでは困るということ。2度目だからな、はっきり言って。その辺、言わないとわかんなくなっちゃうと思うから、あえて言っている。 (以下、省略)
- ○議長(会長) ほかにご意見ございませんか。

[「なし」]

○議長(会長) ないようでしたら、先ほどの条件追加、次回報告するということを踏まえて、 それでは、賛否をとりたいと思います。

議案第59号について、先ほどの条件を付して、賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

〇議長(会長) 賛成多数ですので、議案第59号については原案どおり決定いたしました。

○議長(会長) 続きまして、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(大倉) (別紙議案書により説明)

- **〇議長(会長)** 続けて、事務局及び農業委員会としての意見の説明をお願いします。
- ○事務局(大倉) 52ページ、53ページをお開き願います。

こちらのほうも、先ほどと同じ農地の区分としましては第3種農地となりまして、許可区分としましては3-b-③の未線引都計用途地域内農地となります。こちらのほうも準工業地域となりますので、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長(会長) 農業委員会の説明が終わりました。

先ほどの隣接地でございますので、排水のほうもまた結構です。

- ○5番委員(花安) これ、埋め立てて舗装するのかな。
- ○事務局(大倉) 通路と作業所に関しましては、48ページのほうの事業計画書の2-1のほうをごらんになっていただければ、アスファルト舗装という形になります。左側のほうで、ちょっと先ほど説明不足だったのですが、農地転用、田んぼのほかに宅地、水路等も隣接するところも併用地として計画利用するということでございますので、これも3,000平米超えていますので、開発許可申請及び今回の西郷村農業委員会の定例総会で承認された上で、今月は25日に福島県農業会議にて審議委員会案件としてかけた上で、意見書を添付して県に進達するという形になりますので、その辺ご了承願いたいと思います。
- **〇議長(会長)** 花安委員。
- **○5番委員(花安)** 49ページの中で、⑨排水計画、雨水、南側水路に誘導し排水ということでやっていますが、コンクリの場合は、これ、なんだね、今回。そうすると、入り方だと思うんだよ。下に残って、それでそれ流れてくると思う。それで、そのまま川に流されたらつまらない。だから、その辺で油圧槽あるのかどうか、分離槽。分離槽の設置をお願いしたい。それで雨水を川のほうに流してもらうという条件をつけてほしいと思います。ただ、このまま流されると、どうしても油が入ってくるんだよ。下新田なんて最下流なものだから、油がいっぱい流れてくるんだな、今も。本当のこと言います。みんな言っているんだけれども、結局やってくれたのは●●運送ぐらいだな。だから、谷津田川に油がいっぱい流れてくるんだ。
- ○7番委員(河西) この辺、都市開発協議やったのね。そのときは、分離槽つくると言っていました。
- ○5番委員(花安) それ、書いていないから。それこそ、書いてもらわないと、明記しないと困るんだよ、この農業委員会でも。ただ、これ、雨水は南側水路に誘導して排水すると書いてあるんだよ。

(以下、省略)

- **〇事務局(大倉)** いや、同時申請で、そしてなおかつ農地法のほうは開発許可と、あと先ほどの一つ景観条例の届出が出ていないと進達できない形にはなっちゃっている……
- **○5番委員(花安)** 一応その辺よく聞いてもらわないとならんのだけれども、だから、開発というのは分離槽をつくるという話していたんだけれども、こっちは全然そういうのを書いていないからわからないんだよ。それをやっぱり一応聞いてもらえると、ちゃんと。その辺がちゃんと書いてあるといい、分離槽。そのぐらいやらないと、言っていることはわかるんだから開発でやらかすけれども、農業委員会というのはわかるんだろう。我々、ここでだけ言っていたのではわからないんだ。それだけ、よろしくお願いします。

実態はないんだろうけれども、一応書いてある。心配はあるという。そういうことです。よ ろしくお願いします。

○議長(会長) ただいま、汚水についての分離槽をつくって安心してもらおうということを 新たに記載させていただきたいと思います。

50ページの図面の左のほうに書いてある。実は網目かかっているところあるんですよ。

- ○5番委員(花安) 砂利のほうやっぱり最初は余りちょっと流れて。
- ○議長(会長) もちろん、でも流れて、当然、重機、重い機械並べているところですから、いろいろあったんですね、今の進入路がちょっと交差点のど真ん中のところから、交通安全上大丈夫なのかというような意見も出たようです。そういうことがあるから、それこそ頻繁に車の出入りがないそうです。

(以下、省略)

○議長(会長) ほかにご意見ございませんか。

[「異議なし」]

○議長(会長) 異議なしという声がございます。

それでは採決に入りたいと思います。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

[賛成者举手]

〇議長(会長) 全員賛成ですので、議案第60号については原案どおり決定いたしました。

5 報 告

○議長(会長) 続いて、議案を終わり、報告事項に入ります。

報告第16号「農地等の現況照会に対する調査結果について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

- ○事務局(大倉) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの説明について、9番の加須我委員に現地調査をお願いしました。 本来ですと、米地区の方にお願いするところですが、急遽だったものですからまとめて加須我 委員に何回も確認お願いいたします。

お願いします。

○9番委員(加須我) 現地調査の結果報告について。農地等の現況照会による調査結果についての現地調査を報告いたします。

平成30年8月29日、私、会長、事務局、4名で、現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、55ページの地目変更登記にかかわる照会に対する調査結果確認書のとおりで、現況が非農地、宅地になっていることを確認し、農地性はないと判断しました。

なお、この現地は57ページ、現況写真のとおりですので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございました。

報告事項ではございますが、ただいまの報告に対して何かご意見ございましたらお願いします。

[「なし」]

○議長(会長) ないようでしたら、報告第16号については、原案のとおり報告させていた だきましたのでご承認をお願いします。

- ○議長(会長) 続きまして、報告第17号「農地等の現況照会に対する調査結果について」、 事務局、説明をお願いします。
- ○事務局(大倉) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの説明に関連しまして、こちらも9番加須我茂委員に現地調査をお願いしましたので、加須我委員から報告をお願いします。
- ○9番委員(加須我) 9番加須我茂です。

報告第17号「農地等の現況照会に対する調査結果について」の現地調査結果を報告いたし

ます。

平成30年9月12日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、60ページの地目変更登記にかかわる照会に対する調査結果確認書のとおりで、現況が非農地、雑種地になっていることを確認し、農地性はないと判断しました。

なお、この現地は62ページの現況写真のとおりです。ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、皆さんからございますか。

[「なし」]

○議長(会長) なしということでございますね。それでは、報告第17号につきましては調査結果報告書のとおりでご承認お願いいたします。

6 協議事項

○議長(会長) 次に、議案、それから報告事項は終了しましたので、協議事項でございます。 皆さんから何かございますか。

(以下、省略)

7 その他

○議長(会長) あと、その他ですけれども、皆さんにお願いしてある農地利用状況調査、大体終盤に入ってきて、まだ終わっていない方まだまだちょっとおりますので、彼岸過ぎるともうみんな稲刈りで忙しくなっちゃうと、それどころじゃないなんていうふうになっちゃうとあれなので、できれば稲刈りの前にお願いしたいと。

[発言する者あり]

(以下、省略)

ほかに皆さんからその他でございませんか。

[「なし」]

8 閉会の宣告

○職務代理者(鈴木) それでは、慎重審議まことにありがとございます。

西郷村農業委員会第9回の定例総会を以上で終了します。 お疲れさまでした。

午後 2時40分閉会